

令和 8 年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（C 日程入試）

## 民事訴訟法・刑事訴訟法

### 注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の 3～5 ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき 1 枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき 1 枚（そのⅡ）の合計 2 枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

## 民事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄（ア）～（オ）に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。（配点：20 点）

既に訴訟係属の生じている事件について更に訴えを提起することは（ア）と呼ばれ、禁止されている。これは、被告の応訴の負担、訴訟不経済、矛盾判断がされるおそれを考慮した結果と言われている。（ア）にあたるのは、係属中の訴訟と（イ）について更に訴えが提起された場合であり、（イ）かどうかは、（ウ）と（エ）の両面から判断される。訴えが（ア）の禁止に触れないことは訴訟要件の1つであり、抗弁事項ではなく裁判所の（オ）事項である。

II. 現行の民事訴訟法は、口頭主義を採用しつつ、それを補完するために書面の利用を認めているとされる。そこで、口頭主義の意義、利点、問題点を説明しなさい。（合計6行程度で解答しなさい。）（配点：15 点）

III. Aが2023年に死亡し、その2人の子（X、Y）がAを相続した。Xは、Aの相続手続の過程で甲土地についてBからYへ2015年に売買を原因とする所有権移転登記がされていることを知った。Xは、Yを被告として、「甲土地については、2015年にAがBから買い受けたが、便宜上Y名義にしていたものであり、XとYがAの死亡により2分の1ずつの割合で相続した。」と主張して、その共有持分権に基づいて、所有権移転登記手続を求める訴えを2024年に提起した。これに対し、Yは、「Yは2015年にBから甲土地を買い受けた。」と主張して争った。

「Aの死亡によりXがAを相続した事実」については当事者間に争いがなかった。裁判所は、審理を進めた結果、上記訴訟で主要事実となる「Aが2015年に甲土地の所有権をBから取得した事実」が認められるとの心証の他、「Aは、甲土地をBから買い受けてY名義の所有権移転登記をしたが、当時はYに甲土地の所有権を帰属させる意思はなかった。しかし、Yが家業を承継するようになった2021年頃からAの意思に変化が生じ、Aは、死亡時までには、甲土地について登記名義どおりYに所有権を認めてよいとの意思を固めていたので、Aか

らYへの甲土地の死因贈与が認められる。」との心証を得た。

この場合、裁判所は、訴訟当事者からの死因贈与の主張なく死因贈与を認定してXの請求を斥けることができるか。問題となる民事訴訟法上の原則を説明し、上記訴訟において死因贈与はどのような事実にあたるかに触れつつ説明しなさい。(合計7行程度で解答しなさい。)

(配点：15点)

刑事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄（ ア ）～（ コ ）に当てはまる最も適切な語句は何か答えなさい。なお、同一の記号には同一の語句が入る。（配点：30 点）

違法収集証拠に関し、当初の最高裁判例は、（ ア ）については、獲得手続の適法性によってその証拠（ イ ）が変わることはないから、手続に違法があっても、それによって獲得された（ ア ）の証拠（ ウ ）には影響しないという立場をとっていた。

しかし、その後、最高裁判例は、違法収集証拠の証拠（ ウ ）が否定される場合があることを認めるに至った。すなわち、証拠を排除することが刑事裁判の目的の1つである（ エ ）の（ オ ）の究明を妨げる可能性があることから、証拠の獲得手続が違法であることにより直ちにその証拠（ ウ ）が否定されることは妥当でないとしつつ、（ ア ）の押収等の手続に、（ カ ）を（ キ ）するような重大な違法があり、それを証拠として許容することが、（ ク ）における（ ケ ）の抑制の見地からして（ コ ）でないと認められる場合に限って、証拠能力が否定されるとした。

II. 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。（配点：20 点）

1. 違法収集証拠の証拠能力を否定する根拠として司法の廉潔性の保持が挙げられるが、かかる考え方からどのようにして証拠能力を否定する結論が導かれるのかを説明しなさい。（4 行）

2. 321 条 1 項 2 号における特信情況（特信性）とはどのようなものか、同項 3 号の特信情況との違いを指摘しながら説明しなさい。（6 行）

〔このページは空白です。〕

|          |  |  |  |  |
|----------|--|--|--|--|
| 受験<br>番号 |  |  |  |  |
|----------|--|--|--|--|

|        |  |
|--------|--|
| 総<br>点 |  |
|--------|--|

- I
- (ア)

(イ)

(ウ)

(エ)

(オ)

|             |  |
|-------------|--|
| I<br>評<br>点 |  |
|-------------|--|

- II
- 

|              |  |
|--------------|--|
| II<br>評<br>点 |  |
|--------------|--|

- III
- 

|               |  |
|---------------|--|
| III<br>評<br>点 |  |
|---------------|--|

|          |  |  |  |  |
|----------|--|--|--|--|
| 受験<br>番号 |  |  |  |  |
|----------|--|--|--|--|

- I.

(ア)

(イ)

(ウ)

(エ)

(オ)

(カ)

(キ)

(ク)

(ケ)

(コ)

|        |  |
|--------|--|
| 総<br>点 |  |
|--------|--|

|        |  |
|--------|--|
| 評<br>点 |  |
|--------|--|

- II.

1.

2.

|        |  |
|--------|--|
| 評<br>点 |  |
|--------|--|

|        |  |
|--------|--|
| 評<br>点 |  |
|--------|--|